

第24期佐世保市農業委員会第28回総会議事録

1 開催日時 令和4年9月28日(水) 13時30分から14時20分

2 開催場所 市役所4階 全員協議会室

3 出席農業委員(17名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	北村 憲治	委員 12番	伊賀崎典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 14番	田中 広昭
委員 4番	中里 政義	委員 15番	西尾 政喜
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 6番	浦 清一	委員 18番	内野 正実
委員 7番	川口 勇二	委員 19番	大宅 和子
委員 8番	小川 憲市		
委員 9番	牟田 昇		
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

委員 13番	水口 一男
委員 16番	赤木 行秀

5 出席推進委員(15名)

針尾地区	原 和文	中里地区	永田富士夫
江上地区	古川 清志	相浦、九十九地区	富川 利光
宮地区	坂口 要	吉井地区	末永 広幸
三川内地区	迎 篤之	世知原地区	尾崎 修平
佐世保地区	松永 豊吉	宇久地区	畠中 辰秀
柚木地区	宮崎 敦	小佐々地区	松田 眞
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二
皆瀬地区	山口 良行		

6 欠席推進委員

早岐地区	久野 利幸
日宇地区	磯本 安男
江迎地区	小川 憲人

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	松瀬 哲
事務局次長	小長 賢二
事務局係長	博多屋孝昭
事務局主査	岩佐 隆志
事務局主査	岩崎 孝典
事務局主任主事	田中 豊
事務局主任主事	牟田 雄介

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第281号議案	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第282号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第283号議案	非農地証明願について
第284号議案	非農地通知について
第285号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第286号議案	農用地利用集積計画（案）について
第287号議案	農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第288号議案	農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について

報告1	農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4	農地法第5条の規定による許可届出の取消願の受理について
報告5	農地転用許可不要案件の受理について
報告6	佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について
報告7	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告8	農用地利用集積・配分計画解約通知について
報告9	農用地利用集積計画の取下願の受理について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第28回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。午前中の研修に引き続いての総会ということで、お疲れのところですが迅速かつ慎重に審議いただきたいと思います、またコロナが収まったわけではございませんので、十分配慮しながら進めて参りたいと思います。

さて、今日の研修会の折にも色々課題があったところではありますが、今後は農業委員会に課せられる業務が多くなっていくのではないかと危惧しております。

特に、地域計画や目標地図の作成などについては、市長部局と同じような仕事をする場面が多くなっていくようになるのではないかと考えていますが、それらについては今後の課題として、研究していく必要があると考えております。

いずれにしましても、まずは本日上がっている議案について慎重にご審議賜りたいと思います。以上で開会にあたりましての私のご挨拶とさせていただきます。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は13番 水口一男委員、16番 赤木行秀委員より、欠席の届出が出ておりますが、現に在任する委員19名のうち17名の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、委員定足数には関係ございませんが、早岐地区 久野利幸推進委員、日宇地区 磯本安男推進委員、江迎地区 小川憲人推進委員から欠席届が提出されていることを併せてご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、2番 北村憲治委員、3番 阿波茂敏委員、補充として4番 中里政義委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

第281号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第281号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

1番、相浦、九十九地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、椎木町の2筆。地目は、登記田、現況休耕です。面積は2筆合計318㎡。転用目的は貸駐車場。施設は貸駐車場10台分です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは椎木峠バス停から南東に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。転圧後、アスファルト舗装する。日照通風、周囲に農地はなく、整地のみを行うことから被害を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

以上ですが、本案件について、関係する委員の方がおられます。

よろしくお願いいたします。

議 長 この案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。9月26日に富川委員と現地を見て参りました。現地の周辺は新たに宅地として造成し、住宅が新築されているところです。周りに農地はなく、問題ないと見て参りました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。今伊賀崎委員が言われたとおりで、問題ありません。

議 長 それでは、この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第281号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、許可相当として県に進達いたします。

議 長 委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 次に、第282号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第282号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

1番、早岐地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、重尾町の2筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は2筆合計974㎡です。転用目的は資材置場。権利は、賃借権設定です。施設は、資材置場250㎡。通路、転回路、その他法面等724㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当

します。参考事項としまして、こちらは西肥バス東部営業所から南に約500mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、整地のみ行い、現状のまま利用する。日照通風、資材積高を加減する。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

2番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小野町。地目は、登記畑、現況休耕。面積は991㎡です。転用目的は貸駐車場及び資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、駐車場10台285.52㎡。資材置場66㎡。通路、転回路546.56㎡。その他法面、緩衝地、余地が92.92㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは熊野神社から北東に約80mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.0m、切土最高1.2m。土留め工事をする。法面保護をする。日照通風、建設はなく、影響はない。排水計画、雨水は水路放流、自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

3番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町橋川内。地目は、登記田、現況荒地。面積は317㎡です。転用目的は居宅の建築。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造一階建て、建築面積97.71㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは御橋体育館から西に約350mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.3m、最低0.2m。ブロック塀を設けることにより土砂流出を防止する。日照通風、建物高を加減、6.0m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路放流。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

4番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町七腕の7筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は7筆合計6,799㎡です。転用目的は再生土砂の製造及び保管場所。権利は、所有権移転売買です。施設は、資材置場3,403㎡。通路620㎡。緩衝帯958㎡。製品再生土砂仮置場1,400㎡。併用地ありで計画全体面積は12,102㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは猪調小学校から北に約800mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。原料土砂及び製品土砂の保管に際して、積み上げの安定勾配を確保。隣接農地との間に幅約20m程度の緩衝地を設ける。日照通風、緑地緩衝地を設ける。幅20m程度。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

5番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町長坂。地目は、登記畑、現況休耕。面積は496㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟、木造一階建て、建築面積127.92㎡。耕作者なし。農地区分は、江迎支所からおおむね300m以内の第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは江迎支所から北東に約310mの位置にあります。被害

防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.55m。切土最高2.2m。駐車場部分に擁壁、農地との境界に法面保護を行う。日照通風、建物高を加減、6.0m程度。排水計画、雨水は溜桝から貯水池。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から貯水池。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

6番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町北田の3筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は3筆合計1,777㎡です。転用目的は椎茸栽培施設、駐車場、加工場作業場等。権利は、所有権移転売買です。施設は、栽培施設330㎡。トイレ1基4㎡。駐車場10台300㎡。加工・作業場760㎡。通路等192㎡。緩衝地191㎡。計画全体面積は1,777㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは江迎小学校から北に約2.7kmの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.4m、切土最高0.4m。栽培施設のみ盛土、切土を行い、コンクリート敷。通路及び駐車場は碎石敷。その他は整地のみ。南側農地は十分な緩衝地を設け土砂流出を防止する。日照通風、緑地幅約3m程度を設ける。建物高を加減、5.5m程度。排水計画、雨水は自然流下、水路放流。汚水は、汲み取り。生活雑排水は手洗い水程度を水路放流。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

7番、江迎地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町上川内。地目は、登記田、現況畑。面積は842㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟、木造平家建て、建築面積128.67㎡。耕作者なし。農地区分は、江迎支所からおおむね300m以内の第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは江迎支所から北東に約310mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。現状のまま利用し、整地程度を行う。日照通風、建物高を加減、6.2m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は下水道。添付書類は記載のとおりです。なお、500㎡を超えておりますので、面積超過理由書が添付されております。記載がもれておりますが、佐世保農業振興地域整備計画変更通知書が添付されております。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上ですが、3番、5番、6番の案件について、関係する委員の方がおられます。よろしく願いいたします。

議 長 3番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退室～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いしたいのですが、吉井地区の水口委員が欠席ですので、近隣の委員である田中委員から調査結果をお願いしたいと思います。

1 4 番 1 4 番田中です。9月21日に水口委員、末永委員と現地を確認して参りました。譲受人の二人が結婚して住宅を建設するとのことです。当該地は数年前から荒地となっており、この隣まで宅地となっています。周りに耕作地もなく、影響はないと思われま

議 長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。3番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。3番の案件につきまして、許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 次に5番、6番の案件について、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退室～

議 長 それでは、5番、6番の案件について、地区担当委員の調査結果をお願いします。江迎地区。

1 7 番 1 7 番松永です。9月23日に小川委員と現地を確認しました。5番の案件については、土地の所有者の娘さんが、住宅を新築するとのことで申請があつております。少々傾斜はありますが、ここが良いとのことです。周りは自分の畑でございまして、何ら問題はないと見て参りました。6番の譲受人は、福祉関係事業者でして江迎町内の他所に事務所があります。今回椎茸の菌床栽培を行うとのことで当該地を買いたいとのことで申請が出されております。周りは全て荒れておりまして何ら問題ないと思ひます。

議 長 それでは、これらの案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。5番、6番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。5番、6番の案件につきまして、許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について、審議いたします。担当委員の調査結果について1番については、私から報告します。9月23日に久野推進委員と見て参りました。ここは5月に農振除外の申出が上がっていたところとして、道路脇の休耕地となっているところを資材置場として使いたいとのことで、今のまま荒れているままにしているよりは、別目的で利用されることはやむを得ないのではないかと思います。近くにも農地も特別ありません。

議 長 次に2番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。9月26日に富川委員と現地を見て参りました。ここは周りが雑木林と竹林になっておりまして、農業には不向きなところだなと思って見て参りました。現在は休耕になっておりまして、別に問題ないと見てまいりました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。今伊賀崎委員が言われた通りで、別に問題はありません。以上です。

議 長 それでは、4番、7番江迎地区。

1 7 番 17番松永です。9月23日に小川委員と現地を見て参りました。4番に関してですが、以前は持ち主の親戚の畜産農家が飼料を作っておられましたが、その方ももう廃業して耕作を続けられないとのことで、その後の管理について悩んでおられました。

隣接の土地で、転用事業者がコンクリート等の中間処理と再生土の生産を行っておりますが、その場所を拡大するとのことです。転用地の下段に鉄塔の建っている農地が一枚ありますが、それ以外山林で囲まれた土地ですので、やむを得ないと思います。

7番については、公民館の前で、貸渡人のお子さんが住宅を建てるとのことです。カーブに面したところで出入りが難しそうですが、そこしかないとのことで致し方ないと思っております。以上です。

議 長 それでは、1番、2番、4番、7番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、私の方から一つ良いでしょうか。4番の案件について、相当広い面積を使用することによって、県の常設審議委員会にも諮る案件でもありますから、説明がしやすくなるよう、必要面積の確認資料など現在事務局で把握している内容の他にも必要に応じて追加で資料を求めるなどの対応を事務局にお願いします。

事 務 局 十分に準備を行ってから常設審議委員会に諮るようにいたします。

議 長 よろしくをお願いします。それでは採決に入ります。1番、2番、4番、7番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第282号議案については、許可相当として県に進達いたします。続きまして、第283号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第283号議案 非農地証明願について、説明いたします。

1番、早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は崎岡町の1筆。登記地目畑、現況宅地。面積は247㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項として、こちらは東部スポーツ広場から西に約500mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 1番の地区担当委員の調査結果については、私から報告します。9月23日に久野委員と現地を見て参りました。議案に書いてありますとおり、昭和23年頃に建った家という事で、農地法施行前から人為的に非農地化した土地で致し方ないと見て参りました。

議 長 この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第283号議案について非農地証明を交付することといたします。
続きまして、第284号議案 非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第284号議案非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、191筆で面積が86,133.51㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。以上です。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、本件について非農地通知を発出することといたします。

続きまして、第285号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第285号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明に入る前に、第285号議案と第286号議案について、記載の誤りがありましたので、本日差し替えを配付しておりますので、そちらをご覧ください。説明に入ります。

1番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町。地目は、登記田、現況田。面積は1,457㎡。農用地区域。権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江上町。地目は、登記畑。現況畑。面積は194㎡。農振内白地。権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町。地目は、登記田。現況田。面積は1,476㎡。農用地区域。権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

4番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、奥山町。地目は、登記畑、現況樹園地。面積は1,030㎡。農用地区域。権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

5番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町春明。

地目は、登記田、現況田。面積は2, 000㎡。農用地区域。権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

なお、5番の案件について関係する委員がおられます。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 5番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退室～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。吉井地区の水口委員が欠席ですので、近隣委員の田中委員をお願いします。

1 4 番 14番田中です。9月21日に水口委員、末永委員と現地を見てまいりました。譲受人が数年前から水稻を作付けしており、今後も作付けを続けるとのことで、問題ないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、5番の案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。5番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、5番の案件につきまして、許可することといたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について審議いたします。地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、2番、3番江上地区。

2 番 2番北村です。9月23日に古川委員と現地を確認しました。1番については、親子でして、存命ですが、生前贈与を行うとのことで問題ありません。2番については畑の隣に譲受人のお子さんが住宅を建設しておりまして、その時から譲り受ける話をしており、譲受人が草刈りなども行ってきましたが、この度、所有権移転することができるようになったとのことです。畑の上の段は譲受人のみかん畑で、下段は道路のため、問題

ないと思います。3番については、譲渡人、譲受人双方に話を聞きましたが、譲渡人はもう耕作を続ける意思はなく、農機も売却してしまっているとのことで、譲受人の経営面積、経営状況から問題ないと思われまます。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

古川委員 江上地区の古川です。北村委員が言われたとおり、問題ないと思います。以上です。

議 長 続きまして、4番宮地区。

3 番 3番阿波です。9月22日に、坂口委員と現地を見てきました。譲受人が既に樹園地として耕作していきまして、親の代に口約束で譲り渡してあった土地とのことです。今回正式に所有権移転を行うとのことで、特に問題ないと見てきました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員が言われたとおり、何ら問題ありません。よろしくお願ひします。

議 長 それでは、これらの案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。1、2、3、4番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第285号議案については、許可することといたします。

続きまして、第286議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第286号議案 農用地利用集積計画(案)についてですが、本議案等に関しまして報告7から9のとおり合意解約等がなされております。

それでは議案の説明に入ります。利用権の設定は、針尾地区3件、日宇地区1件、柚木地区1件、中里地区1件、吉井地区1件の合計7件、所有権の移転が、宮地区1件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第286号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。
続きまして、第287号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第287号議案 農用地利用集積計画【中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

 中間管理機構への貸付は、宮地区1件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。以上です。ご審議よろしくご願いたします。

議 長 この案件について、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第287号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。
続きまして、第288号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第288号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

 農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして針尾地区3件、江上地区3件、宮地区5件、大野地区1件、皆瀬地区1件、中里地区1件、世知原地区6件の合計20件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。以上です。ご審議よろしくご願いたします。

議 長 この案件について、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第288号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。続きまして、報告案件に移ります。事務局の報告をお願いします。

事 務 局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告4 農地法第5条の規定による許可届出の取消願の受理について

報告5 農地転用許可不要案件の受理について

報告6 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について

報告7 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告8 農用地利用集積・配分計画解約通知について

報告9 農用地利用集積計画の取下願の受理について

以上、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、その他に移ります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について」の発出について】

【農地法の下限面積要件の廃止に伴い求められる措置へのご意見のお願い】

【タブレットについて】

【議案発送・到着について】

【農地利用最適化推進業務等活動記録簿・報告書の提出について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、研修でお疲れの中、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これもちまして、第28回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。